

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府
第 21/2011/ND-CP 号

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福
ハノイ、2011年03月29日

議定

省エネ法の詳細及び施行方法に関する規定

政府

2001年12月25日付の政府組織法に基づき、
2010年6月28日付の省エネ法に基づき、
商工省大臣による要請を検討した結果、

議定

第1章 一般規定

第1条 適用範囲

本議定は以下のことについて規定する。

- ・ エネルギー使用に関する統計
- ・ エネルギー大量使用施設
- ・ 国家予算使用機関・官署における省エネ
- ・ エネルギー使用手段・設備に対するエネルギーラベルの貼付
- ・ 省エネ推進方法
- ・ 省エネに関する検査・監査

第2条 適用対象

本議定は、ベトナムにおいてエネルギーを使用する組織・個人に対して適用される。

第2章 エネルギー使用に関する統計

第3条 エネルギー使用に関する統計指標

国家統計指標システムの中のエネルギー使用に関する統計指標は、全国统一して適用され、毎年更新される。以下の主な指標がある。

1. 使用するエネルギーの数量・容量に関する指標は以下のグループに分けられる。
 - a) 経済の業種
 - b) エネルギー大量使用施設
 - c) 使用目的
 - d) エネルギーの種類
2. 主な製品によるエネルギー消費効率の指標。
3. 製造・輸入可能なエネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備リストに該当するエネルギーを使用する手段・設備の数量・種類に関する指標群。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 計画投資省は、商工省と連携して国家統計指標システムにエネルギー使用に関する指標の追加を政府首相へ具申し、エネルギー使用に関する統計情報の定期的公表の指導を行う。

第4条 エネルギー使用に関する統計情報の収集・まとめ・分析の責任

1. 商工省は、計画投資省と連携してエネルギー使用に関する統計情報の収集・まとめ・分析を主導する。
2. 各省・省に相当する機関、および各省・中央直轄市の人民委員会は、管轄の業種・分野・対象に係るエネルギー使用の統計に関する報告書を作成し、商工省に提出する責任がある。

第5条 国家エネルギーデータベースシステムの編成

1. 商工省は、国家エネルギーデータベースシステムを編成・構築する責任を持つ。
2. 国家エネルギーデータベースの情報とは以下の通り。
 - a) 本議定の第3条に定めるエネルギー使用に関する各統計指標
 - b) 国内で開拓可能及び輸入可能な一次エネルギーの数量・容量
石炭、粗油、天然ガス、水力電気、電気エネルギー、再生可能エネルギー、原子力など。
 - c) 国内生産エネルギーの数量・容量
電気エネルギー、石油・石炭製品などの燃料。
 - d) 主なエネルギーの物価指数に関する指標

第3章 エネルギー大量使用施設

第6条 エネルギー大量使用施設の確定

1. エネルギー大量使用施設とは、以下のようなエネルギーの使用レベルにある施設である。
 - a) 年間エネルギー消費量が石油量に換算して 1,000 トン (1,000 TOE 相当) 以上になる工業製造所、農業生産場、輸送機関
 - b) 年間エネルギー消費量が石油量に換算して 500 トン (500 TOE 相当) 以上になる地所・事務所・住宅として使われる建物、教育・医療・娯楽・体育・スポーツ関係施設、ホテル・スーパー・レストラン・店舗
2. 商工省は、関連省庁と連携して国の経済・社会開発状況に応じたエネルギー大量使用施設の確定の調整を主導し、政府に具申する。

第7条 エネルギー大量使用施設リスト

1. 各グループ公社・国営公社は、管理下のエネルギー大量使用施設を検査・チェックし、エネルギー大量使用施設のリストを作成して毎年02月01日までに商工省に提出する責任がある。
2. 各省・中央直轄市の人民委員会は、管轄地域におけるエネルギー大量使用施設をその地方の専門機関に検査・チェックさせ、エネルギー大量使用施設リストを作成するよう指導する。毎年02月01日までにエネルギー大量使用施設リストをまとめて商工省に提出する。
3. 商工省は、関連省庁及び各省・中央直轄市の人民委員会と連携して毎年03月31日までに全国のエネルギー大量使用施設リストを公開に向けてまとめ、政府首相に提出する。

第8条 エネルギー管理の仕組み

エネルギー大量使用施設はエネルギー管理の仕組みを適用すべきである。エネルギー管理の仕組みは主に以下の内容で行われる。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 施設における省エネに関する目標・政策を公表する。
2. 施設の省エネに関する年間計画及び 5 カ年計画を立てる。立てた目標・政策・計画に応じた省エネの方法を立案し実行する。その施設における省エネ計画の実行に関係する団体・個人の責任を規定する。
3. 省エネ法の第 35 条・第 1 項に定める基準に基づいたエネルギー管理ネットワークとエネルギー管理者を設置する。
4. 施設における生産ライン全体の設備機器のエネルギー消費量、エネルギーを使用する機器設備の新規設置・改造・修理の状態を定期的に検査・観察する。
5. エネルギー診断制度を実施し、省エネのための管理方法及び技術を提案・選択する。
6. 従業員に省エネに関する教育・研修を定期的に行う。
7. 施設における省エネを促進するために賞罰制度を設ける。

第 9 条 エネルギー診断

1. エネルギー診断の内容は主に以下のようになる。
 - a) 施設におけるエネルギー使用状況についての調査・測定・データ収集を行う。
 - b) エネルギー使用における効果の分析・計算・評価を行う。
 - c) 省エネの可能性を評価する。
 - d) 省エネの方法を提案する。
 - d) 提案した省エネ方法の投資効果を分析する。
2. 各エネルギー大量使用施設は、エネルギー診断を行った日から 30 日後までに商工省にエネルギー診断報告書を提出する。

第 10 条 省エネ計画書

1. エネルギー大量使用施設は、省エネに関する年間計画書及び 5 カ年計画書を作成する責任がある。
 - a) 年間計画書は毎年作成される。
 - b) 5 カ年計画書は 5 年毎に作成される。
2. 年間計画書及び 5 カ年計画書には以下の内容を記載する。
 - a) 前年度の計画実施結果（年間計画に対して）・前 5 年度の計画実施結果（5 カ年計画に対して）を評価する。
 - b) 計画年度の省エネ計画（年間計画に対して）・5 年先の省エネ計画（5 カ年計画に対して）。
3. 商工省は、本条の第 1 項及び第 2 項に定める省エネ計画書の内容、様式、作成期間、報告の手順、及び報告書の提出について案内する。

第 4 章 国家予算使用機関・官署における省エネ

第 11 条 国家予算使用機関・官署における省エネ

1. 国家予算使用機関・官署の所長は以下の責任を持つ。
 - a) 省エネ法の第 30 条及び第 31 条の規定の実施に全力を挙げる。
 - b) 機関・官署における省エネの目標を立て、省エネの指標を登録する。年間エネルギー使用計画を立てその計画の実施を指導する。
 - c) 機関・官署における省エネの実施を検査する。機関・官署の幹部・職員に対し省エネの実施について宣伝し教育する。
 - d) 本議定の第 13 条・第 1 項の規定に従って年間エネルギー使用状況を集計・報告する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- d) 省エネの効果を挙げた組織・個人に報償を与える。機関・官署における省エネに関する規定の違反行為は速やかに処分する。
2. エネルギー大量使用施設リストに該当する国家予算使用機関・官署の所長は、省エネ法及び本議定に定めるエネルギー大量使用施設に対する規定を遵守する責任がある。
3. 商工省は、関連省庁及び各省・中央直轄市の人民委員会と連携して省エネに関する報償または違反処分の国家予算使用機関・官署リストを政府首相へ報告する。

第 12 条 国家予算使用機関・官署の手段・設備の購入

1. 手段・設備の入替え又は新規購入をする時、国家予算使用機関・官署は、政府首相が規定した整備・購入できる省エネの手段・設備リストに該当する手段・設備を購入しなければならない。
2. 商工省は、関連省庁と連携して整備・購入できる省エネの手段・設備リストの作成を主導し、政府首相に提出する。
3. 財務省は、整備・購入できる省エネの手段・設備リストに該当する省エネの手段・設備の購入について具体的に案内する。

第 13 条 国家予算使用機関・官署のエネルギー使用報告書

1. 毎年、各国家予算使用機関・官署は、エネルギー使用報告書を作成して権限を持つ国家管理機関に提出する。報告書の内容は以下の通り。
 - a) 機関・官署名、所在地
 - b) 年間エネルギー使用計画、手段・設備の入替え・新規購入計画、年間省エネの目標・方法
 - c) エネルギー使用状況、本年度に入替え・新規購入した手段・設備及び実施した省エネの方法、当初計画との比較
2. 各省・中央直轄市の人民委員会は、本条の第 1 項に定める報告の受理・検査・評価を実施し、纏めたものを商工省に提出する責任がある。
3. 商工省は、本条に定める報告に関する様式・提出期間を案内する。

第 5 章 エネルギー使用手段・設備に対する エネルギーラベルの貼付

第 14 条 エネルギーラベルの貼付

1. エネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備リストに該当する手段・設備は、市場に流通する前に、ラベルを貼付しなければならない。
2. 商工省は、関連省庁と連携してエネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備のリスト及び実施要綱の作成を主導し、政府首相に提出し政府首相の決定を仰ぐ。

第 15 条 エネルギーラベルの分類

1. エネルギーラベルには 2 種類ある。
 - a) 比較ラベルとは、消費者が市場に並ぶ同種製品の比較と省エネ手段・設備の確認・選択ができるように、エネルギー消費度・使用エネルギーの種類・エネルギー効率に関する情報及びその他の情報を提供するためのラベルである。
 - b) 承認ラベルとは、同種製品と比較して最もエネルギー効率が高い手段・設備であることを承認するためのラベルである。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. エネルギー効率に関する国家の基準に基づいて、商工省は比較ラベル及び承認ラベルにおけるエネルギー効率レベルを規定する。

第 16 条 エネルギー効率試験機関

以下の条件を満たした試験機関は、エネルギーラベルの貼付を行うための手段・設備のエネルギー効率基準達成認定書を発行することができる。

1. ベトナム試験機関認定協力システム（VILAS）の基準に基づいて認定された専門試験機関、または国際試験機関認定協力機構（ILAC）とアジア太平洋試験機関認定協力機構（APLAC）との相互承認条約に加盟した認定機関により認定された試験機関。
2. ベトナム試験機関認定協力システムの基準では認定されていないが、エネルギー効率を試験する能力を十分に有する試験機関は、以下の要件を満たせば、商工省が検査・評価して、手段・設備のエネルギー効率基準の適切な試験を行う機関として指定される。
 - a) 試験される手段・設備に関する技術の専門教育を受けた試験官が勤務している。
 - b) 試験指標を正確に試験できる規定に従って点検・改善が施されている試験用設備がある。
3. 商工省は、エネルギー効率試験基準を満たした試験機関リストを公表する。

第 17 条 エネルギーラベル貼付の申請書類、手段・設備に対するエネルギーラベル貼付証明書発行の権限

1. 手段・設備に対するエネルギーラベル貼付の申請書類は以下の通り。
 - a) 手段・設備のパラメータ
 - b) 本議定の第 16 条に定める試験機関により発行された手段・設備のエネルギー効率の試験結果
 - c) エネルギーラベル貼付申請書
2. 商工省は、手段・設備に対するエネルギーラベル貼付証明書を発行する。
3. 財務省は、エネルギーラベル貼付証明書の発行手数料を規定する。

第 18 条 エネルギーラベル貼付の実施

1. エネルギーラベルは商工省が規定した様式で作られ、手段・設備に貼付される。
2. 製造所及び輸入企業は、エネルギーラベル貼付証明書が発行された手段・設備に対するエネルギーラベルの印刷・発行を自ら行う。
3. エネルギーラベル貼付証明書の有効期限が切れる 60 営業日前までに、製造所・輸入企業は、証明書の更新手続きを行う。製造所・輸入企業は、エネルギーラベル貼付証明書の有効期限が切れた手段・設備にエネルギーラベルを貼付することはできない。

第 19 条 エネルギーラベル貼付の停止及びエネルギーラベル貼付証明書の没収

1. 以下の場合において、エネルギーラベルの貼付が停止される。
 - a) 偽造したエネルギーラベルを貼付した場合。
 - b) 発行されていない、または有効期限が切れたエネルギーラベル貼付証明書、および記載された情報を変造した証明書に基づいたエネルギーラベルを貼付した場合。
 - c) 商工省が制定した内容・規格の通りにエネルギーラベルの貼付をしなかった場合。又は手段・設備のエネルギー効率のパラメータが間違っ て記入されている場合。
2. 以下の場合において、手段・設備に対するエネルギーラベル貼付証明書が没収される。
 - a) エネルギーラベル貼付の申請書類に不正があった場合。
 - b) 手段・設備の試験結果と実際のエネルギー効率とが違っている場合。
 - c) 本条・第 1 項の規定に違反して 2 回処罰を受けた場合。
3. 商工省は、本条の第 1 項及び第 2 項における規定の実施について案内する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 20 条 エネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備リストに該当するエネルギー使用の手段・設備の製造所の報告書

1. エネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備リストに該当するエネルギー使用の手段・設備の製造所は、以下の内容を含む報告書を毎年その地方の商工局に提出する責任がある。
 - a) 製造所名、所在地
 - b) 手段・設備の種類及び販売した手段・設備それぞれの数量
 - c) 手段・設備それぞれのエネルギー効率
2. 商工局は、その地方におけるエネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備リストに該当するエネルギー使用の手段・設備の製造所からの報告書を受理し、情報をまとめて翌年の 3 月 31 日までに商工省に提出する。
3. 商工省は、本条に定める報告書の様式を案内する。

第 21 条 エネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備リストに該当するエネルギー使用の手段・設備の輸入企業の報告書

1. エネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備リストに該当するエネルギー使用の手段・設備の輸入企業は、以下の内容を含む報告書を毎年その地方の商工局に提出する責任がある。
 - a) 輸入企業名、所在地
 - b) 手段・設備の種類、生産国及び輸入手段・設備それぞれの数量
 - c) 手段・設備それぞれのエネルギー効率
 - d) 生産国においてエネルギー効率に関する証書が発行されている手段・設備の種類
2. 商工局は、その地方におけるエネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備リストに該当するエネルギー使用の手段・設備の輸入企業からの報告書を受理し、情報をまとめて翌年の 3 月 31 日までに商工省に提出する。
3. 財務省は、商工省の要請に応じてエネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備リストに該当する輸入されたエネルギー使用の手段・設備の種類・数量・原産地に関する情報を提供する責任がある。
4. 商工省は、本条に定める報告書の様式を案内する。

第 22 条 エネルギーラベル貼付の実施に対する検査・報告

1. 手段・設備に対するエネルギーラベル貼付証明書が発行された製造所・輸入企業は、毎年、年度末までの市場に流通したエネルギーラベル貼付済みの手段・設備の数量・種類を集計して、翌年の 3 月 1 日までに商工省に提出する責任がある。
2. エネルギーラベルの貼付に関する規定に違反した手段・設備の製造所・輸入企業は、法律の規定に従って違反の処分を受ける。
3. 商工省は、関連省庁及び各省・中央直轄市の人民委員会と連携して、試験機関におけるエネルギーラベル貼付のための手段・設備に対する試験の実施を検査すること、市場に流通しているエネルギーラベル貼付済み手段・設備に対する定期検査または抜打ち検査を実施する行う。

第 23 条 排除されるエネルギー使用の手段・設備

1. 排除される手段・設備リストに該当するかどうか確定するための根拠は、以下の通りである。
 - a) 手段・設備が安全基準に達していない。
 - b) 手段・設備のエネルギー使用効率が、エネルギー最低効率レベルより低い。
 - c) 各時期における国の経済・社会発展状況及び国家管理要請に適する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. エネルギー最低効率レベルは、科学技術省が手段・設備のエネルギー効率基準として公表するものである。
3. 科学技術省は、関連省庁と連携して本条の第 1 項及び第 2 項に定める排除される手段・設備リストの作成を主導し、政府首相に提案する。政府首相は排除される手段・設備リストを公布する。
4. 排除される手段・設備リストに該当する手段・設備の輸入・流通が禁じられる。

第 6 章 省エネの推進方法

第 24 条 省エネの技術及び管理方法の適用

1. 商工省は、関連の各省・省に相当する機関と連携して省エネ法の第 9、10、11、12、13 条の規定に従った工業製造分野における省エネの適用が推奨または強制される技術及び管理方法に関する規定の制定を主導する。
2. 建設省は、関連の各省・省に相当する機関と連携して省エネ法の第 15 条の規定に従った建設分野における省エネの適用が推奨または強制される技術及び管理方法に関する規定の制定を主導する。
3. 交通運輸省は、関連の各省・省に相当する機関と連携して省エネ法の第 19 条の規定に従った交通運輸分野における省エネの適用が奨励または強制される技術及び管理方法に関する規定の制定を主導する。
4. 農業農村開発省は、関連の各省・省に相当する機関と連携して省エネ法の第 22、23 条の規定に従った農業生産分野における省エネの適用が奨励または強制される技術及び管理方法に関する規定の制定を主導する。

第 25 条 エネルギー大量使用施設リストに該当しない施設におけるエネルギー診断及びエネルギー使用状況に関する報告

1. エネルギー大量使用施設リストに該当しない施設に、定期的なエネルギー診断及びエネルギー使用状況に関する報告を勧める。
2. 省エネの国家管理機関は、これらの施設にもエネルギー大量使用施設と同様エネルギー診断及びエネルギー使用状況に関する報告の実施について案内・サポートする責任がある。

第 26 条 省エネに関する国家目標プログラム

1. 省エネに関する国家目標プログラムは以下の通り。
 - a) 省エネ分野に関連する体制の枠組みを完成させる。省エネ分野に関連する技術の基準・規格を更新する。
 - b) コミュニティの意識を向上させるために、省エネについての広報・普及・案内・教育を行う。
 - c) 工業製造・建設・交通運輸・農業・サービス業の分野におけるエネルギー効率を向上させるために、科学技術応用事業を研究・開発する。
 - d) 省エネ推進事業をサポートする。
2. 省エネに関する国家目標プログラム実施のための財源は、以下の基金から調達される。
 - a) 年間の国家予算から歳出される科学技術分野の予算とは別の省エネに関する国家目標プログラムのための国家予算
 - b) 国家予算及び国家予算外からの基金
 - c) ベトナムの組織・個人、外国在住ベトナム人、外国の組織・個人からの寄付・支援金
 - d) 法律の規定に従った合法的な財源

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 省エネに関する国家目標プログラムの実施は以下のように規定される。
 - a) 政府首相は、省エネに関する国家目標プログラムの実施及び実施結果の検査・評価を承認・指導する。
 - b) 省エネに関する国家目標プログラムの指導機関は商工省に置く。商工省は、関連の各省・省に相当する機関と連携して省エネに関する国家目標プログラムの内容・役割・管理体制の設定を主導する。
 - c) 財務省は、商工省と連携して省エネに関する国家目標プログラムの財務制度の設定を主導する。
 - d) 省エネに関する国家目標プログラムに基づいて、各省の大臣・省に相当する機関の長・各省及び中央直轄市の人民委員会委員長は与えられた職務を遂行する。

第 27 条 投資の優遇

省エネの手段・設備の製造への投資、省エネ技術による生産ラインの向上・生産規模の拡大への投資は、投資信用及び投資優遇に関する現行規定に基づきサポートが受けられる。

第 28 条 省エネの手段・設備の製造・輸入、再生可能エネルギー使用の手段・設備の製造・輸入、及びエネルギー診断に対する補助

1. ベトナムにおいて省エネ製品・再生可能エネルギー使用製品の製造へ投資する組織・個人は、税務の優遇が受けられ、製造所を建設するための資金・土地において補助が受けられる。
2. 国内でまだ製造できない省エネ又は再生可能エネルギー使用の手段・設備・部品・アクセサリーは、法律の規定に従って輸入税が免除される。輸入税免除の対象は以下の通りである。
 - a) 省エネ技術の開発・更新に関する研究活動、再生可能エネルギーの使用に関する調査・研究・テスト用の製造・モデル事業の立案などの活動のための手段・設備・部品・資材
 - b) 省エネ照明の手段・設備、太陽エネルギー・風力エネルギー使用の手段・設備を製造するための部品・アクセサリー
 - c) 国内でまだ生産できない省エネの製品、燃料節約の交通手段、液化石油ガス・天然ガス・電気・混合燃料・バイオ燃料を使用する交通手段
3. エネルギー使用施設に対して、初回のエネルギー診断実施に対し、省エネに関する国家目標プログラムからの経費で補助する。
4. 商工省は、財務省及び関連省庁と連携して本条の第 2 項に定める輸入の手段・設備・部品・アクセサリーの詳細リストの作成を主導する。政府はこのリストを公布する。
5. 財務省は、商工省及び関連省庁と連携して本条の第 1、2、3 項に定める免税及び財務補助の実施について具体的に案内することを主導する。

第 29 条 省エネに関する意識の向上

1. 各省庁、各省・中央直轄市の人民委員会は、省エネに関するコミュニティの意識を向上させ、庶民の参加を呼びかけるためにマスコミを通して普及・宣伝する。
2. 省エネに関する意識を向上させる方法は以下の通りである。
 - a) 各官署・機関・地方にエネルギー管理の専任幹部を育成し増やす。
 - b) 各レベルの教育システム及びマスコミを通して省エネの内容を普及させる。
 - c) 科学技術関係協会及び民間の団体・組織の活動に省エネ活動の促進を取り入れる。
 - d) 省エネ製品の展示会・省エネに関する創造コンテストを行う。

第 7 章 省エネに関する検査・監査

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第30条 省エネに関する検査・監査の内容

1. 省エネに関する制度・報告内容・使用計画、エネルギー大量使用施設におけるエネルギー診断
2. エネルギー診断に関するコンサルタント組織の活動
3. エネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備リストに該当する手段・設備に関する報告・製造統計・輸入の制度
4. エネルギーラベル貼付の活動に関する規定の遵守
5. 国家予算使用機関・官署における省エネに関する規定の遵守
6. 省エネ法の第8条に定める禁止行為に関する規定の内容

第31条 省エネの検査・監査に関する権限及び責任

1. エネルギー管理に関する権限を持つ国家機関は、エネルギー大量使用施設のエネルギー使用状況及び政府首相が規定したエネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備に対するエネルギーラベル貼付の活動について定期的に検査する責任がある。
2. 省エネに関する監査を行う際、監査団・監査員は以下の責任を持つ。
 - a) 監査に関する法律の規定に従って監査の権限・手順・手続きを厳正に実施する。監査対象の生産・経営活動に影響を与えないようにする。
 - b) 省エネに関する法律違反行為に対して、法律の規定に従った防止措置、処分方法を速やかに適用する。機関は決定した監査結果及び処分方法についての法律上の責任を負う。

第32条 省エネに関する監査対象の権利と義務

省エネに関する監査対象は以下の権利と義務が与えられる。

1. 監査団・監査員に監査内容の関連資料を提供する。
2. 監査団・監査員がスムーズに任務を遂行できるように協力する。
3. 監査団・監査員の処分決定に対し承諾する。
4. 監査に関する法律の規定によるその他の権利と義務を果たす。

第8章 施行

第33条 省エネに関する国家管理の実施における各省の責任

1. 商工省の責任
 - a) 省エネ法が規定する任務を遂行し、省エネに関する国家管理の実施について政府に対して責任を負う。
 - b) 関連省庁及び中央直轄市の人民委員会と連携して省エネ法及び本議定の施行について監視・検査・督促し、政府首相に年間定期報告をする。
 - c) 大臣が省エネに関する国家管理の任務をスムーズに果たせるように、適切な人材の運営・配置をする。
2. 科学技術省の責任
省エネ法に規定される任務及び以下の任務を果たす。
 - a) 関連省庁と連携して以下の国家基準の設定・公布を主導する。
 - ・ エネルギーラベル貼付の実施に伴って、一般的に使用されているエネルギー使用の手段・設備に対するエネルギー効率及びエネルギー最低効率レベルに関する国家基準

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- ・ 建築構造、建設資材、照明・暖房・冷房用器具、及び建物の中のポイントエリアにおけるエネルギー供給量に対するエネルギー効率に関する国家基準
 - ・ 工業製造所、農業生産所、建物、運送業者におけるエネルギー管理システムに関する国家基準
- b) 関連分野を管理する省と連携して、省エネ分野における技術移転の政策を打ち出し、省エネ分野における新しい科学技術の研究・適用を行う。
3. 建設省の責任
- 省エネ法に規定される任務及び以下の任務を果たす。
- a) 建設工事の設計・建設資材に対する省エネに関する技術の基準・規格を建設省の権限内で制定する、又は権限を持つ官署に提議してその官署が制定する。
 - b) 商工省と連携して、建設分野におけるエネルギー大量使用施設に対するエネルギー使用管理についての案内、建設分野における省エネ方法の実施についての指導・案内を主導する。
 - c) 建設分野における省エネに関する知識の教育・研修を行う。
4. 交通運輸省の責任
- 省エネ法に規定される任務及び以下の任務を果たす。
- a) 何種類かの交通運輸手段に対する各時期に適切な技術・エネルギー消費限度に関する基準・規格を交通運輸省の権限内で制定する、又は権限を持つ官署に提議してその官署が制定する。制定された基準・規格の遵守に関する調査を行う。
 - b) 省エネのために、技術管理に関する規定を制定し、交通運輸手段の開拓・使用における割当の設定及び技術の定期メンテナンスの実施について運送業者に案内する。
 - c) 商工省と連携して交通運輸分野におけるエネルギー大量使用施設に対するエネルギー使用の管理についての案内を主導する。交通運輸システムの編成・運営における省エネ方法の実施について指導・案内する。
 - d) エネルギー使用効果を向上させるために新しい科学技術の研究・適用を行う。交通運輸に使用される化石燃料の代替となる再生可能燃料・エネルギーの開発を研究する。
5. 農業農村開発省の責任
- 省エネ法に規定される任務及び以下の任務を果たす。
- a) 農業生産・灌漑分野における省エネに関する技術の基準・規格を農業農村開発省の権限内で制定する、又は権限を持つ官署に提案してその官署が制定する。
 - b) 商工省と連携して農業生産分野におけるエネルギー大量使用施設に対するエネルギー使用の管理についての案内を主導する。農業生産・灌漑分野における省エネ方法の実施について指導・案内する。
 - c) 農業生産・灌漑分野における省エネに関する知識の教育・研修を行う。
6. 財務省の責任
- 省エネ法に規定される任務及び以下の任務を果たす。
- a) 関連省庁と連携して省エネの活動及び省エネ製品に対する財務優遇政策についての詳細案内の作成・公布を主導する、又は権限を持つ官署に提案してその官署が公布する。
 - b) 関連機関と連携してエネルギーラベルの貼付が必要な手段・設備の輸入手続きについての案内、エネルギーラベル貼付証明書発行手数料の徴収・納付・使途管理の制度についての規定を主導する。
7. 計画投資省の責任
- 商工省と連携してエネルギー使用に関する統計指標をエネルギー使用に関する国家統計指標システムに規定する。エネルギー使用に関する統計情報の定期公表を主催・指導する。
8. 教育訓練省の責任

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

教育システムの各レベルの教育・訓練活動に省エネに関する適切な内容を取り入れる。

9. 情報通信省の責任

商工省と連携して省エネの実施に関する社会の意識を向上させるためのマスコミによる宣伝プログラムを主導し、マスコミ機関を指導する。

第 34 条 各省・中央直轄市の人民委員会の責任

省エネ法に規定される任務及び以下の任務を果たす。

1. 省エネプログラムを組んで、その地方の経済・社会開発計画に入れる。省エネの実施を検査・評価する。
2. その地方における専門機関に対し、エネルギー大量使用施設の検査・チェック及びその地方におけるエネルギー大量使用施設リストの作成について指導する。
3. その地方における国家予算使用機関・官署及びエネルギー大量使用施設のエネルギー使用に関する報告書・計画書の情報を検査・評価して纏める。

第 35 条 発効

1. 本議定は、2011 年 5 月 15 日より発効する。
2. 本議定は、2003 年 9 月 3 日に政府が公布した省エネに関する議定第 102/2003/ND-CP 号に取って替わる。

第 36 条 施行の責任

各大臣、省に相当する機関の長、政府直轄機関の長、各省・中央直轄市人民委員会の委員長、関連の組織・個人は、本議定に従って施行する責任を負う。

宛先：

- ・ 党中央書記局
- ・ 政府首相、各副首相
- ・ 各省、省に相当する機関、政府直轄機関
- ・ 汚職防止対策指導中央委員会事務局
- ・ 各省・中央直轄市の人民評議会・人民委員会
- ・ 党中央事務局、党の各委員会
- ・ 国家主席事務局
- ・ 国会民族評議会、国会各委員会
- ・ 国会事務局
- ・ 最高人民裁判所
- ・ 最高人民検察院
- ・ 国家監査機関
- ・ 国家財務監査委員会
- ・ ベトナム社会政策銀行
- ・ ベトナム開発銀行
- ・ ベトナム祖国戦線中央委員会
- ・ 各団体の中央機関
- ・ 政府事務所：大臣主任、各副主任、ポータルサイト、各局・部・附属機関、公報
- ・ 保管：書類管理部、KTN (5b).Q.290

政府代理

首相

(サイン済み)

Nguyen Tan Dung